

議案第 14 号

里庄町介護保険条例の一部改正について

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)の施行に伴い、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の一部が改正されたこと等により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2号中「28,800円」を「43,200円」に改め、同条第4号中「57,600円」を「51,840円」に改め、同条第5号中「72,000円」を「57,600円」に改め、同条第6号中「86,400円」を「69,120円」に改め、同条に次の3号を加える。

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 年額 74,880円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 年額 86,400円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 年額 97,920円

第3条第2項中「及び第1号被保険者の属する世帯の世帯主」を削る。

第4条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改める。

第9条中「法」を「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 町長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、第1項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附則に次の1条を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

第2条 里庄町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,920円とする。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、第2条の規定による改正後の里庄町介護保険条例は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正後の里庄町介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。